

前立腺研究財団 学会会員入会のご案内

前立腺研究財団は、公益財団法人の認可を受け、「前立腺に関する研究に対して助成を行うほか、前立腺肥大症・がんについての知識の普及と啓発を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与する」ことを目的に、前立腺疾患に関する啓発事業や研究助成など、さまざまな事業を展開しています。これらの事業の費用は賛助会員（個人・法人）からの寄附金および事業収入を充てていますが、事業の充実・拡大を図るには財務の改善が求められています。財団として冗費削減に努めていますが、昨今の諸経費の高騰により財政的に非常に厳しい状況にあります。

今回、役員会において財団活動の活性化を図るために、新たに『医療専門職』※を対象に学会会員の設立が提案され、新設することが承認されました。※医師・看護師・薬剤師・医療技術者等
貴台におかれましては、当財団の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非、学会会員としてご参画賜りますよう心よりお願い申し上げます。皆様からお預かりいたします会費（10,000円/年）は、当財団の「寄附金等取扱規程」に則り、有効に活用させていただきます。特典としましては、定期発行する刊行物と前立腺シンポジウム割引優待券（5,000円）をお送りいたします。また、当財団に対する会費は、寄附金として所得税法第78条第2項及び所得税法施行令第217条に該当する寄附金控除の対象となり、確定申告することにより所得税の控除が受けられます。

今回の学会会員の案内は、全国の泌尿器科・放射線科・病理の先生方および過去の前立腺シンポジウムの参加者・演者の皆様へお送りさせていただきました。前立腺疾患に興味がある医療者や医局・同門の方々にも、学会会員のご案内を賜れば誠に幸甚に存じます。学会会員としてご賛同いただける方は、学会会員入会申込書を前立腺研究財団事務局宛（FAX:03-6435-9778, E-mail:office@jfpr.or.jp）にお送りください。

今後とも、当財団の活動に一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年5月吉日

公益財団法人前立腺研究財団
代表理事 平尾 佳彦
〒105-0021 東京都港区東新橋 2-9-3
ラ ピアッツオーラ 601号
TEL : 03-6435-9777 FAX : 03-6435-9778
E-mail : office@jfpr.or.jp

個人の寄附金控除について（所得税）

管轄の税務署、または市区町村役場の税務関係窓口にご相談のうえ、以下 A、B のいずれか有利な方を選択して確定申告することができます。

A. 税額控除

所得税額から直接差し引きます。

多くの人にとって、こちらが有利です。税金そのものが直接安くなります。

$$\begin{aligned} \text{所得税額} - \text{税額控除額} &= \text{税額控除後の所得税額} \\ &\downarrow \\ &(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{控除率 } 40\% \end{aligned}$$

※税額控除額は、所得税額の 25%が限度

※寄附金額は、年間所得金額の 40%が限度

B. 所得控除

所得金額から直接差し引きます。

所得が高い人(所得税率が 40%を超えるような場合)や、非常に高額な寄附をする場合、有利になることがあります。

$$\begin{aligned} \text{所得金額} - \text{所得控除額} \times \text{所得税率(年間所得金額に応じ } 5\sim 40\%) &= \text{所得税額} \\ &\downarrow \\ &(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \end{aligned}$$

※寄附金額は、年間所得金額の 40%が限度

【参考】公益財団法人へ 10,000 円寄附した場合

税額控除の場合

$$\text{所得税の控除額} \quad (10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$$

所得控除の場合

$$\text{所得税の控除額} \quad (10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%(\text{所得税率 } 20\% \text{と仮定}) = 1,600 \text{円}$$